

聖火リレー実行委員会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。第9条において「規則」という。）第24条の規定に基づき、聖火リレー実行委員会補助金（以下「補助金」という。）の交付に關し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的及び補助対象事業)

第2条 県は、2020年に開催されるオリンピック聖火リレーの準備を行うため、東京2020オリンピック聖火リレー高知県実行委員会（以下「補助事業者」という。）が行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助事業の補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（別記第1号様式）
- (2) 事業計画書（別記第1－2号様式）
- (3) 収支予算書（別記1－3号様式）

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第2のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者に関して不正その他不適当な行為をした場合
- (4) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助の条件)

第7条 補助事業者は、補助金の交付目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、次に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第2号様式による事業変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
 - ア 補助金の交付決定額の増額
 - イ 補助金の交付決定額全体の20パーセントを超える減額
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第3号様式による事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事

に報告し、その指示を受けなければならないこと。

- (4) 補助事業の収入及び支出を明らかにする帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (5) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者及び契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。
- (7) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (9) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (10) 県税の滞納がないこと。

（補助金の請求等）

第8条 この要綱に定める補助金は、知事が必要と認める場合は概算払をすることができる。

2 概算払を受けようとする補助事業者は、別記第4号様式による概算払請求書に概算払を必要とする理由を明らかにした書類を添えて知事に提出しなければならない。

（実績報告書）

第9条 規則第11条第1項の規定による補助事業実績報告書は、別記第5号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日までに知事に提出しなければならない。

2 実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 事業報告書（別記第1-2号様式）
- (2) 収支決算書（別記第5-1号様式）

（補助対象事業の年度終了実績報告）

第9条の2 補助対象事業が翌年度にわたるときは、翌年度の4月15日までに年度終了実績報告書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

2 年度終了実績報告書には次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 事業報告書（別記第1-2号様式）
- (2) 収支決算書（別記第5-1号様式）

（情報の開示）

第10条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（グリーン購入）

第11条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第4号及び第7号から第9号まで並びに第10条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

補助対象経費	補助率
共済費 賃金 報償費 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 負担金補助及び交付金	定 額

別表第2（第5条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。